

令和6年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 1,980,000 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 402,976,000 m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 1,104,000 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	93,095,840 千円
第1項	営 業 収 益	86,254,346 千円
第2項	営 業 外 収 益	6,841,494 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	83,978,494 千円
第1項	営 業 費 用	81,168,338 千円
第2項	営 業 外 費 用	2,725,156 千円
第3項	特 別 損 失	35,000 千円
第4項	予 備 費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 31,745,699 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 22,837,167 千円、建設改良積立金取崩額 3,659,417 千円、西谷浄水場再整備特別積立金取崩額 4,396,320 千円及び繰越利

益剰余金処分額 852,795 千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 水道事業資本的収入	30,982,597 千円
第1項 企業債	24,359,000 千円
第2項 出資金	1,599,000 千円
第3項 補助金	3,772,907 千円
第4項 分担金及び負担金	1,225,145 千円
第5項 その他資本的収入	26,545 千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出	62,728,296 千円
第1項 建設改良費	50,745,090 千円
第2項 企業債償還金	11,943,184 千円
第3項 投資	9,022 千円
第4項 国庫補助金返還金	1,000 千円
第5項 予備費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設整備工事	令和7年度から 令和10年度まで	36,538,000 千円
水道施設維持管理	令和7年度	13,100,000 千円
給水サービスに係る業務委託	令和7年度から 令和10年度まで	2,793,000 千円
照明設備LED化事業	令和7年度から 令和21年度まで	544,000 千円

給水タンク車製造 令和7年度 30,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 22,186,000千円
- | | |
|--------------------|--------------|
| 配水管整備事業費
充当企業債 | 18,024,000千円 |
| 基幹施設整備事業費
充当企業債 | 4,162,000千円 |
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
- イ 起債の時期は令和6事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年7.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
- イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次

のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 13,752,668 千円

- (2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、61,832 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち 852,795 千円は、次のとおり処分するものと定める。

- 建設改良積立金 852,795 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,000,000 千円と定める。

令和6年2月9日提出

横浜市長 山中 竹春